

事務事業評価資料

施策名		高齢者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名		軽費老人ホーム運営費補助事業		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的		居宅において生活することが困難な高齢者が、健康で明るい生活を送るため、低廉な料金で日常生活に必要な便宜を提供する軽費老人ホームの利用を促進								
事業内容		軽費老人ホーム(政令・中核市所在施設を除く)の運営に要する経費の一部を助成 補助対象者 施設を運営する社会福祉法人等、 補助対象経費 運営費の一部、 負担割合 県10/10				事業開始年度	昭和39年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額				
	事業費	(828,381 千円) 828,381 千円		(851,052 千円) 851,052 千円		(851,052 千円) 851,052 千円				
	人件費	2,541 千円	従事人員 0.3人	2,508 千円	従事人員 0.3人	2,461 千円	従事人員 0.3人			
	総コスト(+)	830,922 千円	従事人員 0.3人	853,560 千円	従事人員 0.3人	853,513 千円	従事人員 0.3人			
事業の目標		地域における軽費老人ホームの需要を踏まえた利用延べ人員数(政令市、中核市除く)の実現			[目標設定理由] 県老人福祉計画(第4期介護保険事業支援計画)による。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
		利用延べ人員数	目標値	年度				H20	H21	H22
			25,212	23年度	21,105 (40 千円)	21,384 (40 千円)	21,539 (41 千円)	83.7%	84.8%	85.4%
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、自宅での生活が困難な高齢者のための多様な受け皿の一つとして軽費老人ホームは必要である。 ・低額な料金で、日常生活に必要な便宜を提供することは、健康で明るい生活を送れるよう支援し、老人福祉を向上させるために必要である。								
	有効性	・目標の達成に向けて、着実に利用者数は増加している。								
	効率性	・国の技術的助言を踏まえて補助単価を設定しており、1単位あたりのコストは適切な水準である。								
	民間・市町との役割分担	・軽費老人ホームは、一般財源化に伴う地方交付税を財源とした県運営補助金(国の技術的助言に基づく単価設定)の交付を前提として運営を行っており、事実上、事業の実施が義務付けられている。								
	受益と負担の適正化	・生活費(食費等)及び管理費(家賃)については全額入所者負担としている。 ・施設事務費についても、所得に応じて入所者から応分の負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・軽費老人ホームは自宅での生活が困難な高齢者のために必要な居住施設であり、高齢者の入所を支援、また施設運営の適正化のため、引き続き事業を継続する。									